

令和6年度

年間運営計画

社会福祉法人清和会
三浦しらとり園

目 次

I 運営方針	1
1 基本方針	1
2 重点目標	1
3 令和6年度の重点課題	2
4 職員行動指針	4
5 運営体制	5
II 各委員会実行計画	7
III 行事計画	14
IV 生活業務運営計画	16
1 児童課の運営計画	16
2 生活課の運営計画	18
3 その他の運営計画	24
4 特定相談支援事業運営計画及び障害児相談支援事業運営計画	30
5 強度行動障害支援者養成研修事業運営計画	31
V 年間行事計画	32
1 令和6年度年間行事等計画	32
2 診療所事業	33
3 防災避難計画	34
4 環境整備実施計画	35
5 ボランティア受入計画	36
6 調理の業務計画	37
7 実習生等受入れ計画	39
8 家族との交流	40

I 運営方針

当園では、「一人ひとりの意思を尊重します」、「一人ひとり豊かな生活を実現するように努めます」、「一人ひとりよりよい地域での生活をめざします」の3つの基本理念に基づいて運営を行います。

1 基本方針

- (1) 利用者の人権を尊重し、社会参加を妨げるあらゆる障壁、いかなる偏見や差別を排除します。
- (2) 他の関係機関との連携を図りながら、サービス等利用計画や個別支援計画を作成し、支援を着実に実施していきます。また作成に当たっては利用者への合理的配慮を含めた意思決定支援と併せてご家族、後見人の希望にも配慮します。
- (3) 利用者の生活環境に配慮するとともに、地域に開かれた施設運営を進めます。
- (4) 福祉サービス提供拠点施設として地域の障害児者の在宅生活を支援し、地域社会と連携し地域の支援力の向上を目指します。
- (5) 職員の資質向上を図り次世代を担う人材を育成します。

2 重点目標

- (1) 指定管理施設として、柔軟性、先駆性・即時性など民営のメリットを生かすことによって、サービスの質の向上を目指します。
- (2) 利用者一人ひとりの意向を尊重した生活の実現を目指して、利用者や家族・地域の声を傾聴し、安心・安全で、より良い施設運営と利用者支援に取り組みます。
- (3) 利用者一人ひとりの障害特性に合わせ、意思決定支援を踏まえた地域生活の実現を図っていきます。
- (4) 職員の研修機会を確保し利用者支援のスキルアップを園全体で図ることで、働き甲斐のある職場にしていきます。
- (5) 関係機関との連携を強化し、横須賀・三浦地区の在宅障害児者の生活を支援します。
- (6) 地域の福祉関係者等を対象とした公開講座の開催等を通して、地域の支援力の向上を図ります。
- (7) 同一敷地内にある相談支援事業所は、利用者の希望に応じたサービス等利用計画の作成やモニタリングを通して、利用者が望む暮らしの実現に向けた支援を実施します。
- (8) 清和会の他施設との連携を密にし、情報共有や職員間の交流を図ります。
- (9) 安心・安全な施設運営を進めるために、利用者の事故防止や防犯・防災対策の充実を図ります。

3 令和6年度の重点課題

県が障害福祉関係施設に求める指定管理者施設としてのサービス水準に、利用者目線の支援など障害者支援施設における未来志向の支援のあり方を盛り込むことを検討するために、当初令和3年3月31日までだった指定管理期間が令和5年3月31日まで2ヶ年延長されました。その後、令和4年7月の県議会での議決により、社会福祉法人清和会が令和5年4月より三浦しらとり園の第2期指定管理を担っています。

(1) 利用者の人権擁護への取り組みの推進

利用者の人権擁護、障害者虐待の防止や合理的配慮のための取り組みを推進し身体拘束の廃止に向けて取り組みます。

(2) 意思決定支援を取り入れた個別支援の充実

利用者の意思決定支援を中心に、ご家族・後見人の願い、意向に配慮した個別支援計画を作成し、日中活動や余暇活動の充実を図り、ストレングスの視点から支援を行っていきます。

(3) 利用者サービスの向上

専門スタッフ同士のチームワークを重視し、専門職との連携により利用者サービスの向上を図ります。利用者のリハビリテーションを推進し、身体機能の維持及び向上を目指すとともに、栄養ケア・マネジメントの拡充により、食生活の充実や摂食嚥下機能の維持向上を図ります。また、自閉症スペクトラム症等発達障害児者への対応、心のケアを要する児童への対応の充実を図ります。

(4) ボランティア活動の活性化

ボランティアを幅広く募り受け入れることにより、利用者に対して直接的・間接的なサービスの質・量の拡充を図ります。また、ボランティア活動を通じて地域の中で相互に信頼関係を構築し、更にその関係性を深めていきます。

(5) 利用者の地域生活移行の推進

意思決定支援を通して利用者の望む暮らしの実現を図り、県、市、その他の関係機関と連携し地域生活やよりよい生活環境への移行を推進していきます。

(6) 家族会との連携・支援

利用者の代弁者、園運営の協力者として家族会の自主的活動を支援するとともに、家族会をはじめ家族、後見人等への情報の発信や共有により意見交換の機会の充実を図ります。

(7) 職員研修の充実

特に新採用職員に対する研修機会を確保し、基本的なスキルの習得を促進するとともにリーダー級研修の実施により、マネジメント、人材育成力の向上を図ります。それらを含め階層別研修・専門研修など研修体系に基づき、実行していきます。また、定期的に虐待防止研修等を実施して決して虐待を許さない土壌をつくります。併せて職員の声を拾い上げる機会を設けます。

(8) 在宅支援への取り組み

行動障害のある方や地域で受け止める事が難しい重度の障害者をはじめ、地域のニーズを積極的に受け止め、短期入所や日中一時支援等を通じて、横須賀・三浦地区の在宅障害児者の生活を支援します。

なお、児童の一時保護については、広域的にニーズの対応を図ります。

(9) 相談支援事業所の着実な運営

相談支援事業所の円滑な運営を図るとともに、常に利用者の立場に立った適正な特定相談支援及び障害児相談支援を提供していきます。また、地域の相談支援事業所や関係機関との情報交換等を通して相談支援の質の向上を目指すとともに同一法人内の鎌倉やまなみ相談支援事業所と連携し、それぞれの地域性等を考慮し、役割を明確にします。

(10) 地域の関係機関への専門的な支援の実施

強度行動障害児者への対応等地域の障害福祉施設等に対して、職員研修や公開講座、コンサルテーション等を通じて専門的支援力の向上を促進します。

(11) リスクマネジメントの充実

利用者の個々の特性を十分把握し、日常点検等により事故防止に努めるとともに、事故が発生した際は診療所や関係機関と連携して適切に対応します。また、事故の再発防止のために多角的な視点から検討を行います。

(12) 安心・安全な施設環境の整備

利用者の障害特性や加齢による身体的機能の低下に対応した施設設備の修繕等、環境整備を計画的に実施します。

(13) 防災・避難訓練の実施と防災課題への取り組み

火災・地震・津波等を想定した実践的な防災・避難訓練を行います。また、当園の事業継続計画（BCP）に基づき防災課題を検証し、見直していきます。

(14) 防犯対策への取り組み

外部侵入者等による犯罪被害を防止するため、関係機関や関係団体と連携しながら、防犯マニュアルを活用し、防犯体制の充実を図ります。

(15) 地域活動への取り組み

横須賀三浦地区知的障害施設協議会の施設長会、オンブズパーソン活動、ふれあい広場等の事務局や横須賀市障害関係施設協議会の事務局を担い、横須賀三浦地区における障害福祉の啓発活動に主体的に取り組めます。

(16) 感染症対策の取組み

5類に移行後の新型コロナウイルスやインフルエンザなど感染症の拡大にともない基本的な防止対策を徹底し、感染症対策委員会を随時開催する中で対応を図っていきます。また、新型コロナウイルス感染症の発生時は事業継続計画（BCP）に基づいた対応も図ります。

4 職員行動指針

私たち三浦しらとり園のすべての職員は、一人ひとりが指定管理施設を運営する組織の一員として、自らの行動を自覚し責任を明確にするため、「三浦しらとり園職員行動指針」を定めます。

《三浦しらとり園職員行動指針》

三浦しらとり園のすべての職員は、この行動指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

私たちの姿勢

- 1 前例にとらわれず、自ら行動し、新たな課題に挑戦します。
- 2 利用者とのコミュニケーションを豊かにするとともに、障害者への虐待や差別の禁止など利用者の人権を尊重します。
- 3 明るく、活き活きとした風通しの良い職場づくりを推進します。
- 4 服装、身だしなみ、あいさつ、態度など、地域社会の一員としての自覚をしっかりと持って行動します。
- 5 職務に専念し、服務規律を遵守します。

私たちの実践

- 6 三浦しらとり園の3つの「運営の基本理念」に基づき常にサービスの質の向上に努めます。
- 7 利用者の障害特性や年齢に応じた、環境面での合理的配慮と適切な支援を実践します。
- 8 利用者やそのご家族、後見人等からの要望や苦情等に対し真摯に取り組みます。
- 9 報告、連絡、相談を徹底して、情報の共有に取り組みます。
- 10 日常点検やリスクマネジメントシステムを活用し、未然に事故や不祥事を防止します。
- 11 施設の拠点的役割として、地域の在宅障害児者や民間事業所への支援に取り組みます。
- 12 より専門性の高い支援を担えるように自己研鑽や専門技術の習得に努めます。
- 13 個人情報保護と情報管理を徹底します。

私たちの規律

- 14 信用失墜行為や職員全体の不名誉となる行為を行いません。
- 15 常に公私の別を明らかにし、利用者やそのご家族、後見人等の疑惑や不信を招く行為を行いません。
- 16 職務上知り得た秘密を漏らしません。
- 17 交通法規を遵守し、飲酒運転を行いません。

管理監督者の役割

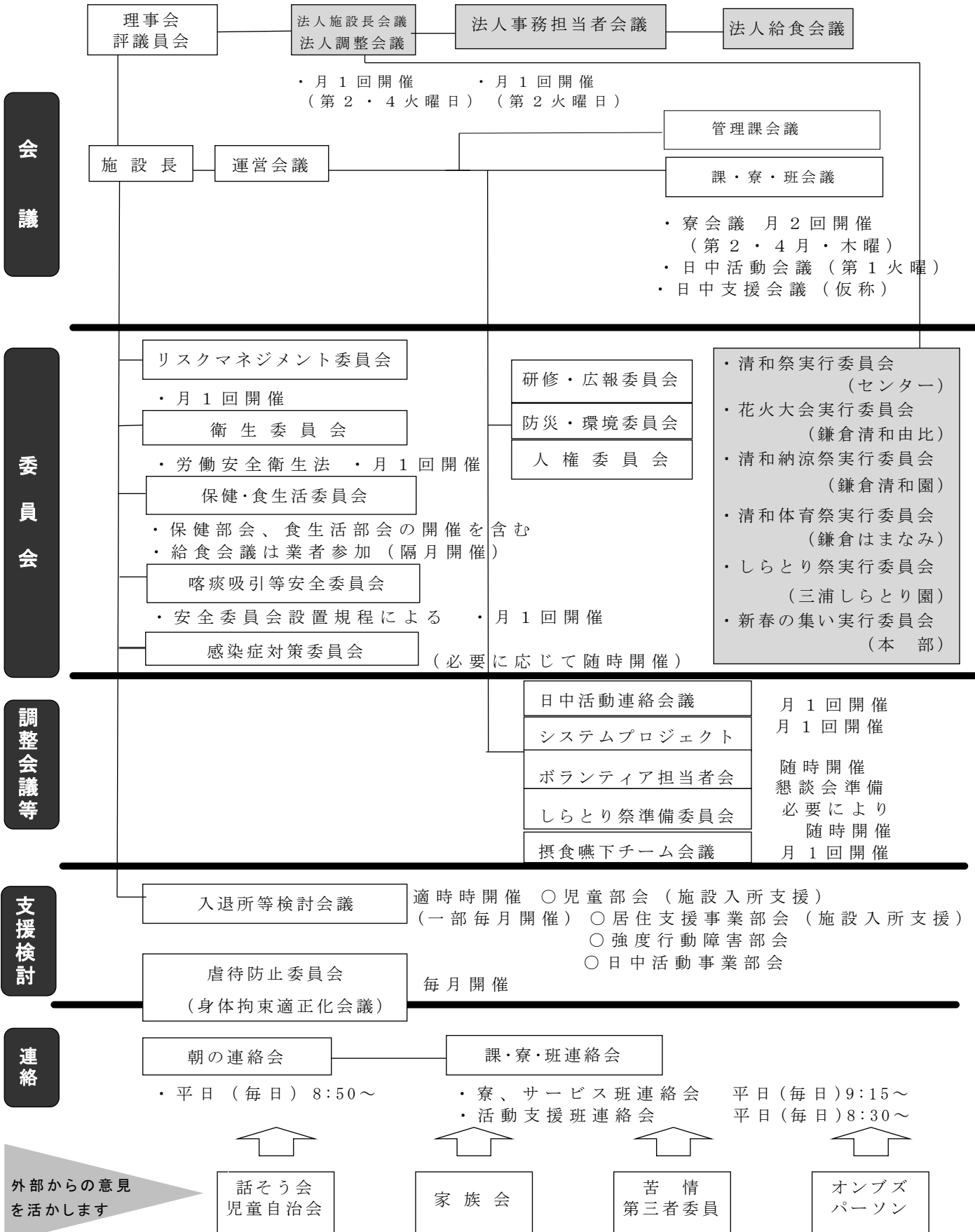
- 18 職員の能力を活かし、働きやすい職場環境を整備する取り組みを行います。
- 19 常に適切な業務管理に努め、自ら職員の範となるよう行動します。
- 20 利用者への虐待や差別の根絶に向けて、職員の人権意識を高めるとともに、適切なスーパーバイズを行うよう努めます。

＜三浦しらとり園 3つの運営の基本理念＞

- 一人ひとりの意思を尊重します。
- 一人ひとり豊かな生活を実現するように努めます。
- 一人ひとりよりよい地域での生活をめざします。

5 運営体制

(1) 会議（意思決定・調整・協議）



(2) 委員会構成

所 属 委員会名	施設長 生活支援部長	児童課		生活課						診療所	管理課 (調理)	アドバイザー等	開催日
		1寮	2寮	5寮	6寮	4寮	8寮	3寮	7寮				
リスクマネジメント委員会	—◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	課長 寮長	第2火曜日 14:45~15:15
衛生委員会	—○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎管理課長	運営会議 開催日
各種委員会	保健・食生活委員会 (保健部会)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	寮長	年4回
	(食生活部会)											○ 栄養士	
	喀痰吸引等安全委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	課長	第1 火曜日
	研修・広報委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	寮長	第2 水曜日 (偶数月)
	(防犯) 防災 環境委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	管理課長 寮長	第2 金曜日
	人権委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	寮長	隔月第1金曜 日15:30~ 16:00
虐待防止委員会 (身体拘束適正化会議)	○◎	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	課長	運営会議 開催日
日中活動連絡調整会議		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	課長 班長	最終 火曜日
ボランティア担当者会		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	寮長	随時
情報化推進調整会議		運営会議の中で随時開催										運営会議 開催日	
システムプロジェクト グループ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	管理課長	随時
中長期計画検討 プロジェクト	◎○	随時開催										随時	
レクリエーション大会 準備スタッフ会		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生活課長 ※→56→ 37→48	随時
しらとり祭 準備スタッフ会		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	管理課長 地域支援課長	随時
摂食嚥下チーム会議		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	生活課長	毎月

(◎) は委員長 (○) は副委員長

苦情処理・第三者委員 調整担当(事務担 当)	課長	成年後見担当	寮長	家族会	寮長	オンズパーソン担当	寮長
------------------------------	----	--------	----	-----	----	-----------	----

- 神奈川県民間知的障害施設協同会 施設運営部会 ()
- 神奈川県知的障害福祉協会 総務委員会(施設長) 児童発達支援部会(児童施設長・児童課長)
広報委員会 () 支援スタッフ部会 支援職員研究会 ()
- 神奈川県知的障害施設団体連合会 支援スタッフ部会 幹部職研究会 ()
- 横須賀三浦地区知的障害施設協議会 事務局 ()
- 横須賀三浦地区障害児・者施設オンズパーソン活動 事務局 ()
- 横須賀三浦地区障がい児者ふれあい作品展 実行委員 ()
- 横須賀三浦地区ふれあい広場 事務局 ()
- 横須賀市障害関係施設協議会 事務局 ()
- 横須賀市障害とくらしの支援協議会 ぐらしを支える連絡会(地域支援課長)
ぐらしを支える連絡会委員(ケースワーカー)
相談支援連絡会委員(相談支援専門員)
子ども支援連絡会委員(ケースワーカー)
短期入所のあり方検討プロジェクト委員(ケースワーカー)
- 横須賀市 入所等検討会議(施設長・地域支援課長)

II 各委員会実行計画

1 リスクマネジメント委員会

(1) 目的

リスクマネジメントシステムを有効に活用し、インシデントや事故に関して多角的な分析を行います。その分析結果を職員間で共有することで、職員の動きや利用者特性の傾向を明確にし、業務改善や環境調整を行うことにより、事故防止につなげ利用者の生活の質を向上させていきます。

(2) 委員会の状況及び特徴

ア 委員会の開催

毎月1回開催（年間12回）

イ 委員会の活動内容

(ア) セクションごとに、リスクマネジメント便りを毎月発行します。

(イ) 月ごとに園全体のリスクの分析（月のまとめを作成）を行います。

(ウ) 緊急度の高いアクシデント・インシデントがあったときは、リスクマネジメント通信を発行し、情報提供と注意喚起を実施します。

(エ) 他の委員会と連携をし、リスクの軽減を図りながら、リスクマネジメントデータの有効活用を図ります。

(オ) インシデントレポートの多角的分析を行います。

(カ) 所在不明者捜索訓練を実施します。

(キ) 想定されるリスクに対しての事前の検討、分析、対応策を作成します。

(ク) マニュアルのデータ更新をします。

(ケ) インシデントデータベースのシステム維持及び点検をします。

2 衛生委員会

(1) 目的

ア 労働安全衛生法に基づき設置します。

イ 職員の健康障害を防止し、健康増進を図るため、衛生に関する労働災害の防止や、発生した場合の原因追及、再発防止策の構築、産業保健の取組を議論し、具体的に施策を進めていく場として機能することを目的とします。

(2) 実施計画

ア 委員会を月1回開催します。

イ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善を行います。

ウ 健康診断等の状況を把握し職員の健康管理に努めます。

エ 職場における職員の健康と安全確保のための対策を検討します。

オ 職場の腰痛予防やメンタルヘルス予防について対策を検討します。

カ 労働災害が発生した場合には即時原因を究明し、具体的な再発防止策を審議します。

キ 主なテーマ

(ア) 職員の健康管理について

(イ) 職員のメンタルヘルス予防や腰痛予防について

- (ウ) 定期的な健康診断結果の対応について
- (エ) 職場環境の改善について

3 保健・食生活委員会

保健部会・食生活部会の2部会制とします。

(1) 保健部会

ア 目的

- (ア) 診療所と連携して、疾病の予防に努めます。
- (イ) 医療実務研修を実施し、職員の資質向上に努めます。

イ 実施計画

- (ア) 部会開催は年4回とし、計画を円滑に実行します。
- (イ) 医療実務研修（園内巡回研修を含む）を年5回実施し、随時疾病に関する情報提供を行います。
- (ウ) 新型コロナウイルスやインフルエンザ・ノロウイルス等の感染症対策を行い、集団発症者が出た際は、施設長召集のもと感染症対策委員会を設置して対応にあたります。
- (エ) リスクマネジメント委員会との協力・連携を図ることにより、インシデントレポートを分析し事故防止に努めます。

(2) 食生活部会

ア 目的

- (ア) 安全で豊かな食生活を推進します。

イ 実施計画

- (ア) 部会開催は年4回とします。
- (イ) 安心安全な食事提供ができるよう委託業者と連携を図るとともに食事内容について検証します。
- (ウ) 利用者の嗜好を踏まえて献立作成に反映させるよう取り組みます。

4 喀痰吸引等安全対策委員会

(1) 目的

喀痰吸引等の実施について医療機関との連携の下での安全確保体制を整備し、常時適切な喀痰吸引等の業務が行われることを目的に安全委員会を設置します。

(2) 実施計画

ア 開催頻度

原則1カ月に1回とし、その他必要に応じ開催する。

イ 構成メンバー

施設長、部長、医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、生活課長、3・5・6寮担当職員。

ウ 検討内容

- (ア) 対象利用者の実施状況の報告
- (イ) 安全対策の検討
- (ウ) 新規対象者についての検討
- (エ) 研修の実施計画の検討
- (オ) その他

(3) その他の所掌事務

- ア 当園では平成24年度より、特定利用者対象の喀痰吸引等研修第3号（特定の方に対

して行うための実施研修)の資格取得に取り組んできましたが、対象者の退所に伴い一時休止していました。

しかし平成30年12月に、胃ろうを増設された利用者の支援に伴い、同研修への取り組みを再開しており、必要に応じて第3号の資格取得に向けた取り組みを継続してきました。令和2年度も当該寮の全職員が喀痰吸引等研修第3号資格取得を実現し、今後新たに喀痰吸引等が必要になる利用者に対応するため、優先順位が高い高齢寮の職員の資格取得も随時実施していきます。

イ 医療的ケアが必要となった利用者について、これまでは「医療的ケア検討チーム会議」を開催し、その対応を検討していましたが、令和元年度をもって「医療的ケア検討チーム会議」は廃止し、「喀痰吸引等拡大安全委員会」として、喀痰吸引等安全対策委員会の構成メンバーに、看護課長、管理栄養士、理学療法士、当該課長、当該寮長(上席)を加え、必要に応じて開催検討する場を設けます。

ウ 当委員会は、たん吸引や胃ろうを新たに必要とする利用者に対して、摂食嚥下チームと連携しながら適切な支援に繋げていきます。

5 研修・広報委員会

(1) 目的

- ア 園内及び横須賀三浦地区の支援員等の専門性を高め、職員の資質向上を目指します。
- イ 他委員会との連携を図り、効果的で体系的な職員研修を実施します。
- ウ 広報『しら鳥』を発行します。
- エ 園の取り組みや情報をホームページに掲載します。
- オ 研修実績及び内容を取りまとめます。

(2) 実施計画

- ア 委員会の開催は年6回とし、その他必要に応じて随時開催します。
- イ 人材育成の観点から研修体系に則り、着実に実施していきます。
- ウ 職員の受講実績などを踏まえ研修派遣等の計画を立て、特に新採用職員に対する研修機会の確保を図ります。
- エ 研修実施マニュアルに基づき職務を通じての園内研修を推進します。
- オ 他委員会や事業担当との連携を図、新しい福祉情報等に対応した研修を実施します。
- カ 研修案内等、ホームページを随時更新します。
- キ 広報『しら鳥』を年数回発行します。
- ク 令和6年度の研修実績及び内容を取りまとめます。

6 防犯・防災・環境委員会

(1) 目的

- ア 安全かつ即応性、実効性のある防犯・防災体制を目指します。
- イ 災害時および非常時に備え、定期的な訓練を通して職員の防犯・防災意識を高め、防犯・防災技術の向上に努めます。また、関係機関や関係団体と連携し安全対策を講じます。非常食についても整備していきます。
- ウ 安全・安心な生活環境の整備に努めます。

エ 園内外の美化に努め、快適な生活環境を提供します。

(2) 実施計画

ア 開催頻度 原則年12回(毎月開催)とします。

イ 検討内容

(ア) 防犯研修・訓練、防災・避難訓練を実施し、その反省を活かし、防犯・防災に関する課題を検討し、改善していきます。(防犯マニュアル、防災マニュアルの改訂等)

(イ) 防災課題については、加えて当園の事業継続計画(BCP)の見直しを行います。

(ウ) 計画的な環境整備を実施し、園内の美化に努めるとともに、より快適な生活環境を提供できるよう努めます。

(エ) 防犯に係ることは、防災・環境委員会のアドバイザーを含め、部課長会の中で検討していき、今後、防災・環境委員会の中に防犯に関することを含めるか検討していきます。

7 人権委員会

(1) 目的

ア 当園人権パンフレット「いきているっていいな 福祉から権利へ～共に生きる～」に基づき、人権擁護の取組みを推進します。

イ 利用者の基本的人権を保障し、安心、安全、快適な生活のためのサービス提供を目指した活動を行います。

ウ 利用者の意思を尊重し、利用者を主体とした活動を進めます。

(2) 実施計画

ア 開催頻度 原則隔月に1回、その他必要に応じて適宜実施。

課題毎に部会を設置し、部会ごとの打ち合わせを行います。

イ 実施計画

(ア) 人権アンケートの継続実施

① 職員自己評価シート

- ・ 支援の振り返りの確認のため、支援部職員に対して、「職員自己評価シート」を実施します。
- ・ 集計結果はご家族に開示します。
- ・ 集計で明確になった課題に対して改善を行い、利用者支援の向上を図ります。内容については、適宜見直します。

② 家族等評価アンケート

- ・ 利用者の家族等に「家族等評価アンケート」を実施します。
- ・ 集計の結果は全職員に周知するとともに、改善が必要な事項については、各会議等で検討を行い、適宜改善できるよう取り組みます。
- ・ アンケート結果はご家族に開示します。

③ ハピネス・すてっぷ(利用者満足度調査)

- ・ 「ハピネス・すてっぷ(利用者満足度調査)」については、全利用者を対象に実施します。
- ・ 「ハピネス・すてっぷ(利用者満足度調査)」の結果は、ご本人ご家族に開示

するとともに、サービス向上に向けて改善等図ります。また、利用者の支援に繋がられるように職員間で話し合っていきます。ご意見要望については園の運営に反映していきます。

(イ) 人権に関わる職員研修の実施

◇ 人権擁護や虐待防止に関する園内研修を行います。

(ウ) 意思決定支援に向けた取組の推進

◇ 利用者の意思表出及び意思決定支援を推進します。

◇ 他事業所の先行事例等を研究し、当園独自の取組を推進します。

◇ 利用者の意思決定支援に関する園内研修を行います。

(エ) 話そう会の会議内容を取りまとめ、運営会議で報告します。

(オ) 利用者や家族の相談に適切に応じるため、オンブズパーソンを受け入れ、その調整や情報等の提供を行います。

8 虐待防止委員会

(1) 虐待防止委員会及び身体拘束判定会議の設置

ア 目的：虐待（不適切支援等）が発生した場合の対応と総括、利用者の権利擁護と健全な日々の支援についての検証と虐待防止に係る研修を実施していく。

また、身体拘束ゼロに向けた取組として、虐待防止委員会の中で身体拘束判定会議を実施し、身体拘束を必要としない支援について検討する。

イ 業務内容：虐待事案の検証や不適切支援や身体拘束の検証及び確認を行う。また、虐待防止を促進する。

(2) 実施計画

ア 開催頻度

原則1カ月に1回実施する。その他、必要に応じて臨時で開催する。

イ 内容

(ア) 虐待と思われる事案の検証

(イ) 身体拘束に関わる事案の検証

(ウ) 虐待防止に係る研修の実施

(エ) 虐待に関わる再発防止策等の検討

(3) 虐待の発見・通報・相談があった時の対応

当事者及び通報者からの聞き取り虐待の事実確認を行う。

ア 当事者及び通報者は、各寮長・上席が「聞き取り」を実施する。

イ 寮長・上席は、当該課長、部長へ「報告、確認」を実施する。

ウ 『虐待防止委員会』により「事実確認」を実施する。

エ 虐待防止委員会で虐待の事案が認められた場合は、虐待防止マニュアルに基づき措置を実施する。

9 感染症対策委員会

目的

ア 感染症対策マニュアルやBCPの周知や見直しを通じて日頃から感染症対策の啓蒙を図る

イ 感染症が発生して拡大傾向のときは委員会を開催して、統一した対応の確認、情報交換をして感染拡大に対応する。

10 日中活動連絡調整会議

(1) 目的

- ア 利用者の生活の充実に向け、安心安全を基本に個々に応じた日中活動を運営できるように調整します。
- イ 利用者の日常場面での意思決定支援をすすめ、情報を共有します。
- ウ 利用者が安心して充実した活動に参加できるよう日中活動に関する課題を共有します。
- エ 地域移行や地域交流、身体拘束ゼロに向けた視点を日中活動に取り入れ、内容について共有します。

(2) 実施計画

ア 開催頻度

4月の月上旬に1回と毎月最終週の火曜日に日中活動連絡調整会議を実施し、日中活動の状況報告、各課題の検証を行います。

イ 検討内容

(ア) 日中活動の円滑な運営及び検証

- ◇ 日中活動担当職員及び寮職員が出席し連携して各グループの運営上の課題、活動プログラム等の検討を行います。
- ◇ 各グループの活動状況及び各寮の生活状況について報告します。

(イ) 利用者の状態に適したグループ編成

- ◇ 加齢等による利用者の状態の変化による活動グループの適性を見直し、個々のニーズに応じた活動グループに所属し参加できるよう、グループ編成を検討し調整します。

(ウ) インシデントレポートの検証

- ◇ 日中活動で起きたインシデントについて当会議で報告、検証し、日中活動担当職員と寮職員との連携を深めて、より安全な日中活動が提供できるように努めます。

(エ) 家族への日中活動参観の機会提供

- ◇ 家族に気軽に日中活動参観をしていただけるよう、事前の申し出によりいつでも参観できる方法で行います。
- ◇ 家族に参加方法を広く周知し、参観を通して日中活動を理解していただきます。

11 システムプロジェクトグループ

(1) 目的

三浦しらとり園のコンピュータネットワークシステムを円滑に運用するため、運用管理する職員の育成を図ると共に、保守業者との連携、役割分担等を整理します。

(2) 実施計画

ア 開催頻度

(ア) 必要に応じ適宜会議を開催する

(イ) ミスヘルパーの伝言機能(メーリングリスト)を利用して、適宜バーチャル会議を開催する

(ウ) 随時学習会を開催する

イ 検討内容

- (ア) しらとりシステムのファイルメーカーからウインドウズ環境への移行作業に関すること
- (イ) サーバの運用保守に関すること
- (ウ) ネットワークの運用保守に関すること
- (エ) 各職員パソコンの運用保守に関すること
- (オ) その他情報システムの運用・調整に関すること
- (カ) 職員のシステム運用に関するスキルアップに関すること
- (キ) データベース化による情報共有に関すること

ウ 重点実施項目

- (ア) サーバー・クライアントコンピュータの安定的運営
 - (イ) ファイルメーカー環境からの安定的移行
- ※サーバー・クライアントコンピュータ・ネットワークの保守業務は委託業者によるものとなっており、システムプロジェクトグループは窓口の役割となります。

1 2 ボランティア担当者会

(1) 目的

- ア ボランティアの円滑な活動に向けた調整や情報交換を行います。
- イ ボランティアの新規開拓に向けた取り組みを行います。
- ウ ボランティア懇談会を企画し、実施します。

(2) 実施計画

ア 開催頻度 随時

ボランティア活動の実績については、活動内容、ボランティアからの意見要望等を集約し、月毎の報告書にて園全体での情報共有を図ります。

イ 検討内容

(ア) ボランティア懇談会の開催について

毎年2月に実施し活動等についての意見交換の機会を設けています。コロナ禍は感染症対策のため実施せずアンケート形式としました。

今年度も感染症や参加の状況等によっては、会の縮小やアンケートの実施を代替とします。

開催案内や出欠確認は往復はがきを使用していますが、メール等での案内についても検討します。

(イ) ボランティアの拡充について

高齢のボランティアさんを中心に活動を終了した方が増えました。新しいボランティアの拡充が必要です。

1 3 摂食嚥下チーム会議

(1) 目的

当園の利用者を定期的かつ多面的に評価することで、摂食嚥下障害を早期に発見し、早期に対応することで重症化や誤嚥性肺炎の予防につなげます。

(2) 実施計画

ア 開催頻度、随時

イ 活動内容

当園の誤嚥性肺炎等に対する具体的予防活動として、歯科医師、歯科衛生士、理学療法士、管理栄養士、支援員がチームとなり（生活課長がアドバイザーとして参加）、高齢の利用者など摂食方法や嚥下機能にケアを要する利用者について、個別に最適な食形態や介助方法等を協議するとともに、定期的に食事場面に巡回して各セッションと情報共有していきます。

Ⅲ 行事計画

1 清和祭バザー

(1) 目的

社会福祉法人清和会を援助し、法人が運営する各種施設の機能の円滑化を図り、施設利用者の一層の福祉の向上を目指すとともに、障害者の社会参加、自立促進・啓発及び福祉施設に対する理解を図ることを目指します。家族、ボランティア、関係団体、地域の人々と楽しいひと時を過ごし相互の親睦を図ります。

(2) 内容

ア 開催実施日 4月20日(土)

イ 開催場所 障害者生活支援センター鎌倉清和・鎌倉市立植木小学校体育館

ウ 主催 清和会後援会（清和祭運営兼実行委員会）

エ 事業 模擬店、バザー、アトラクション

2 レクリエーション大会

(1) 目的

入所している利用者が家族と交流し、楽しむことを目的として行います。通所の利用者は希望者のみとし、家族も一緒に参加します。

(2) 内容

ア 開催実施日 未定

イ 開催場所 三浦しらとり園

ウ 主催 三浦しらとり園・家族会（レクリエーション大会実行委員会）

エ 事業 競技種目は3つ程度（パン食い競走、玉入れ、リレー等）

3 鎌倉花火由比納涼祭バザー

(1) 目的

鎌倉花火大会に合わせて開催し、清和会施設の利用者、家族、ボランティア、関係諸団体、地域の人々と鎌倉の花火を観賞しながら楽しいひと時を過ごし相互の親睦を図り、併せて地域福祉の増進を図ります。

(2) 内容

- ア 開催実施日 未定
- イ 開催場所 鎌倉清和由比
- ウ 主催 社会福祉法人清和会（鎌倉花火由比納涼祭バザー実行委員会）
- エ 事業 花火観賞、模擬店、バザー

4 清和納涼祭

(1) 目的

夏の夕べに家族、ボランティア、関係諸団体、地域の人々と楽しい交流を通じて相互の親睦を図り、併せて地域福祉の増進を図ります。

(2) 内容

- ア 開催実施日 8月（予定）
- イ 開催場所 障害者生活支援センター鎌倉清和
- ウ 主催 社会福祉法人清和会（清和納涼祭実行委員会）
- エ 事業 模擬店、バザー、アトラクション

5 清和体育祭

(1) 目的

運動、レクリエーションを楽しみながら健康であることの有り難さを感じるとともに、家族、ボランティア、関係諸団体、地域の人々と楽しいひと時を過ごし相互の親睦を図り、併せて地域福祉の増進を図ります。

(2) 内容

- ア 開催実施日 10月（予定）
- イ 開催場所 鎌倉市立植木小学校グラウンド
- ウ 主催 社会福祉法人清和会（清和体育祭実行委員会）
- エ 競技種目 鈴割り、徒競走、玉入れ等

6 しらとり祭

(1) 目的

園を開放してアトラクションや模擬店を行い、地域住民や福祉事業所等と交流することで、園や法人への理解促進を図るとともに、利用者が主体的に楽しめる行事として位置づけます。

(2) 内容

- ア 開催実施日 10月（予定）
- イ 開催場所 三浦しらとり園
- ウ 主催 社会福祉法人清和会（しらとり祭準備スタッフ会）
- エ 事業 アトラクション、模擬店、バザー、法人紹介等

7 新春の集い

(1) 目的

新しい年を迎え、施設利用者の一層の福祉の向上を目指すとともに、社会福祉法人清和会が運営する各種施設の発展を願い、来賓の方を迎え、利用者、家族が一堂に会し、お祝いの会を開きます。

(2) 内容

ア	開催実施日	毎年1月下旬（予定）
イ	開催場所	鎌倉パークホテル（予定）
ウ	主催	社会福祉法人清和会（新春の集い実行委員会）
エ	事業	職員永年勤続表彰、利用者の成人・古希のお祝い、アトラクション、抽選大会、ホテルにて食事会など

IV 生活業務運営計画

1 児童課の運営計画

子ども一人ひとりが持つ違いを大切に、それぞれの想いや願いを実現できるように支えていきます。また、成人に向けての準備、あるいは地域での生活を実現させる取り組みも進めていきます。それらの実現に向けては、協同する学校・児童相談所・福祉事務所等関係機関との円滑な連絡調整および連携の強化を図ります。

- ◇ 感染症への対策を講じながら、利用者同士の交流を行っていきます。また地域との交流も積極的に行っていきます。
- ◇ 職員の専門性の向上を図ります。
- ◇ 短期・日中一時利用の積極的な受け入れを行います。
- ◇ 指定管理施設としての役割・機能の維持・向上に努めます。

(1) 児童課1寮の運営計画

ア 内容

- (ア) 安心・安全な生活が実現できるよう、環境の改善に努めます。
- (イ) 一人ひとりの願い、想いを大切にした個別支援の充実を図ります。

イ 1寮の状況及び特徴

1寮は定員が男子18名（長期枠16名・短期枠2名）で4月1日時点の現員は、児童福祉法による措置児童15名及び、同法契約による児童1名で、合計は16名となります。

9歳から18歳の利用者が利用し、平均年齢は14.7歳です。学齢児の通学先は、近隣小中学校の特別支援級5名、支援学校中等部2名、高等部8名、普通高校1名となっています。なお高等部については武山支援学校本校と岩戸養護学校の2校に分れています。他、高校卒業後の進路について現在2名が地域移行の取り組みを実施しています。

利用者の特性について、知的障害を有する自閉スペクトラム症や注意欠陥多動障害などの発達障害、あるいはその傾向にある方、及び被虐待児、愛着障害等であり障害状況や年齢の幅も広く、多様なニーズを持つ方が混在しています。

ウ 支援体制

重度の知的障害を有する方で自閉スペクトラム症、さらには行動障害を有する方々と、中軽度の知的障害を有し、かつ自閉スペクトラム症や注意欠陥多動障害などの発達障害を有する方々に対してそれぞれの障害特性を包括的に支援していくことが求められます。そのため、本人の想いや願いを受け入れ、困り感に配慮することを主眼に置いています。児童相談所や福祉事務所などの関係機関、また園内の臨床心理士などと連携を図りながら支援方針を決定し、取り組んでいきます。

ども一人ひとりが持つ違いを大切に、それぞれの想いや願いを実現できるように支えていきます。また、成人に向けての準備、あるいは地域での生活を実現させる取り組みも進めていきます。それらの実現に向けては、協同する学校・児童相談所・福祉事務所等関係機関との円滑な連絡調整および連携の強化を図ります。

- ◇ 新型コロナウイルスなど、感染症への対策を講じながら、利用者同士の交流とともに地域との交流も図ります。
- ◇ 職員の専門性の向上を図ります。
- ◇ 短期・日中一時利用の積極的な受け入れを行います。
- ◇ 指定管理施設としての役割・機能の維持・向上に努めます。

子ども一人ひとりが持つ違いを大切に、それぞれの想いや願いを実現できるように支えていきます。また、成人に向けての準備、あるいは地域での生活を実現させる取り組みも進めていきます。それらの実現に向けては、協同する学校・児童相談所・福祉事務所等関係機関との円滑な連絡調整および連携の強化を図ります。

- ◇ 感染症への対策を講じながら、利用者同士の交流を行っていきます。また地域との交流も積極的に行っていきます。
- ◇ 職員の専門性の向上を図ります。
- ◇ 短期・日中一時利用の積極的な受け入れを行います。
- ◇ 指定管理施設としての役割・機能の維持・向上に努めます。

(2) 児童課 2 寮の運営計画

ア 内容

(ア) 利用者個々の障害特性にあった生活が送れるように、個別支援の充実に務めます。

(イ) 地域移行に向け、本人に理解できるように解りやすく説明し、本人の望む暮らしが実現できるように支援します。

イ 2 寮の状況及び特徴

2 寮は定員が女子 18 名（長期枠 16 名・短期枠 2 名）で、4 月 1 日時点の現員は、長期枠の 15 名が児童福祉法による措置となります。利用者の年齢は 8 歳から 18 歳まで、平均年齢は 14 歳です。学齢児の通学先は、小学校支援級 2 名、中学校支援級 2 名、武山支援学校小学部 1 名、高等部 4 名、武山支援学校分教室 2 名、岩戸支援学校高等部 3 名、過齢児 1 名となっています。

利用者の特徴として、中・軽度の知的障害、被虐待児、自閉的傾向の方、行動障害のある方など障害状況や年齢の幅も広く混在しています。過ごす場所を時間帯で変更し、特性に応じた個別プログラムを実施するなどして利用者が望む暮らしが実現できるよう工夫をしています。児童寮利用の成人利用者（過齢児）の速やかな地域生活移行が急務となっています。

ウ 支援体制

被虐待や発達障害と診断される子ども達が増え行動障害を有する子ども、中軽度の知的障害等多様な児童への対応として児童相談所や福祉事務所などの関係機関や園内では、臨床心理士、医療スタッフ等と連携し、より多角的専門的な視点から支援のコーディネートをしていきます。

(3) 課題と取組計画（共通）

課 題	取 組 計 画
1 子どもの人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの最善の利益を尊重した支援を進めます。 ○ 子どものプライバシーへの配慮に努めます。 ○ 身体拘束を必要としない支援を目指します。
2 一人ひとりを大切にしたい個別支援や意思決定支援の充実及び地域移行の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ まずは一人一人の個性や多様性を重んじ、個々の意思を尊重します。自分で選べる、あるいは拒否できる等の権利を大切にします。 ○ 一人ひとりの利用者の目標を明確にし、それぞれ納得を重視します。関係機関と調整、及び実現に向けて定期的に検証し、地域移行を目指します。
3 児童から成人へ向けて、発達支援を的確に実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重度・重複障害、行動障害、発達障害、被虐待児、性問題行動等多様な状態像の児童への専門的対応を実施します。また将来を見据えて IADL 向上に向けた取り組みなども実施します。
4 利用者、地域との交流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者参加による計画立案等を推進し、児童課行事の開催及び余暇活動等による交流を図ります。また地域の友人などとの交流も大切にしていきます。
5 職員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習会を定期的で開催し支援を充実させます。 (愛着形成・被虐待児・性教育・行動障害・自閉症・発達障害・児童相談所業務・児童福祉法及び児童虐待の防止等福祉関連法) ○ 子どもの人権に関する研修の機会を確保します。 ○ 職員のメンタルヘルスについても配慮し、一人で抱え込まないチームアプローチを重視します。
6 寮内環境改善・整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の特性に合わせて安心・安全に生活できるように、利用者間の関係調整や居室の工夫整備及び衛生面の配慮を行っていきます。

2 生活課の運営計画

(1) 生活課5寮の運営計画

ア 目的

- ◇ 利用者の障害特性に合わせた支援体制の構築と、安全で安心した生活環境の提供に努めます。
- ◇ 利用者の主体性を尊重したサービスを提供するとともに、生活の質（QOL）の向上に努めます。
- ◇ 家族や後見人等との連携を図りながら、本人主体の生活実現に向けて必要な支援を行います。

イ 5寮の状況及び特徴

13名の男性利用者の方が在籍しています。平均年齢は57歳で38歳から73歳と年齢にばらつきがあり、病弱・車椅子利用の方が多く生活しています。

健康状態を継続的に把握し、医療との連携を密にとりながら日々の生活を支援しています。

身体的機能低下や障害特性等による事故の未然防止、感染症対策、住環境の整備等に取り組む、安全で安心できる生活環境の提供に努めるとともに、サービスの質の向上を意識しながら、毎日の支援を提供しています。

地域サービス事業については、利用者の状況に応じた支援体制を構築し、安心した生活環境を提供できるよう地域支援課と連携し対応していきます。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 人権に配慮した支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権尊重の理念を念頭に利用者支援に努めます。 ○ 身体拘束ゼロを維持します。 ○ カーテン、パーテーション等を活用して居住者のプライバシーを尊重します。
2 利用者の身体的機能や障害特性等を考慮した支援体制の構築と本人主体の支援計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体的機能や障害特性等の状況を正確に把握するとともに、本人の主体性が尊重された支援計画を策定します。 ○ 研修等に積極的に参加し、障害特性にあった支援を行います。
3 医療機関等と連携しながら、安全で安心できる支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療的ケアが必要な利用者が多いため、体調管理や感染症予防に努めるとともに、安全な住環境の整備を実施していきます。 ○ 入院加療等が必要になった場合、当該医療機関や家族等と連携・相談し対応していきます。
4 加齢等に伴う身体的機能の変化に対応した生活の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体的機能の変化に留意し、必要な情報収集や状況把握に努めます。 ○ 個々の状況に適した生活の場への移行も視野に入れ、後見人とも連携しながら検討や準備を進めていきます。
5 新型コロナウイルス等の感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化に伴い感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ等）の予防対策のため、寮内の換気や消毒と職員のマスク着用等を徹底し、感染症防止に努めます。

(2) 生活課6寮の運営計画

ア 目的

- ◇ 利用者の障害特性に応じた生活環境の整備に努め、健康で安全な生活を支援します。
- ◇ 利用者の主体性を尊重し、一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を目指した支援を提供します。
- ◇ 感染症対策を取りながら家族等との交流の機会を設け、寮での過ごしを定期的に情報提供していきます。

イ 6寮の状況及び特徴

9名の利用者が生活しています。年齢は49歳から64歳で、平均年齢は59歳です。高齢化と身体機能の低下により、生活全般に介助が必要です。

全面的に介助支援が必要な方については、移乗、排泄、入浴時に福祉機器を導入し、利用者・職員ともに無理のない支援を心掛けています。

医療的ケアが必要な利用者も多く、嚥下、口腔ケアへの配慮、骨粗しょう症や褥瘡

への対応など、医療、理学療法士、管理栄養士との密な連携が必要となっています。また、安心・安全に、気持ちよく生活を送れる環境の整備にも努めています。

日常生活場面では、利用者の気持ちを汲取り、利用者のストレングスに着目し、自ら選択できる支援を心がけています。また季節ごとの行事を積極的に取り入れ、生活感をもって支援しています。

余暇への取組みでは、感染症対策を取り本人や家族の意向を聞き取りながら地域交流の機会を支援しています。

地域サービス事業では、利用者が安心して楽しく利用できるよう、地域支援課と連携し障害特性や身体機能等の把握に努め支援を行います。また、寮の誕生日会や季節の行事等にも参加してもらい利用時の充実を図ります。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 人権に配慮した支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権尊重の理念を念頭に利用者支援に努めます。 ○ カーテン、パーテーション等を活用して居住者のプライバシーを尊重します。
2 利用者の特性に沿った、安全で安心した支援の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ニーズの把握に努め、余暇活動や日常生活の支援を実施します。 ○ 理学療法士等、専門職との連携を密にし、利用者の安全で安心した支援を行います。 ○ 研修等に積極的に参加し、障害特性にあった支援を行います。 ○ 高齢者施設等への移行について家族、後見人へ説明等を行い、情報を共有し、取り組んでいきます。
3 家族等との積極的な交流の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行事や毎日の生活状況を寮通信や葉書を活用して定期的に報告します。また、感染状況を見ながら寮行事への参加の呼びかけや面会を行います。 ○ 体調面などについては随時連絡し、利用者家族等とのコミュニケーションを図っていきます。
4 安心で安全な生活環境への改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が主体的に生活を送ることができる住環境になるよう、配慮します。

(3) 生活課3寮の運営計画

ア 目的

- ◇ 利用者の人権およびそれぞれが持つ権利を擁護していきます。利用者が日常生活において自由に意思が表出でき、それぞれが持つ固有の楽しみが尊重され、希望を持って生活がおくれるように支援します。
- ◇ 利用者の意思を絶えず確認し希望する過ごし方について相談、検討します。また、他の社会資源を活用できる機会を逃さず、地域の一員としての過ごし方も考えていきます。
- ◇ 医療的ケアが必要な方への対応を検討し、本人の利益が保障されるよう関係者と連携します。

イ 3寮の状況及び特徴

28歳から64歳の成人男性16名が在籍しており、平均年齢は53歳です。

障害支援区分は、区分5が3名、区分6が13名です。療育手帳の他、身体障害者手

帳の所持者も3名います。（聴覚/肢体1名・肢体2名）

身体機能が低下するなどして転倒リスクが著しく高く常に付添いが必要な方や、摂食嚥下の機能が低下している方が年々多くなっています。一方で、自閉スペクトラム症などの特性もありながら異食をはじめ自己刺激優位な方々など多様なニーズを持つ方が在籍しています。

他方、胃瘻を増設している利用者については、「喀痰吸引等第3号研修」の資格を寮職員全員が取得するなどして体制を整えるとともに、診療所とも連携し支援にあたっています。

そのようななかでも、誰もが余暇を充実させることで、楽しく希望を持って生活できるように日々試行錯誤しながら支援にあたっています。

また地域の利用者の在宅生活の支えていく社会資源のひとつとして当園が機能するように、日中一時、短期入所のニーズを積極的に受け入れています。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の権利擁護	○ 人権尊重の理念を念頭に、利用者が固有に持つ「違い」を大切にしていきます。また、意思決定や意思表示が自由にかつ日常的に行えるよう利用者支援に努めます。 ○ カーテン、パーテーション等を活用してプライバシーを尊重します。
2 利用者の楽しめる生活支援	○ 温泉やテーマパークへの外出、映画鑑賞等、個々の特性や好みに応じ余暇活動を計画します。 ○ 利用者個々のニーズや障害特性に合わせ、地域の店舗等の利用を促進させていきます。
3 医療的ケアが必要な方への対応	○ 診療所と連携し、医療的ケアが必要な方への支援に努めます。 ○ 家族・後見人等と情報共有に努め、医療・介護度等に適した利用者の生活の場について相談、検討していきます。

（4）生活課7寮の運営計画

ア 目的

- ◇ 利用者の人権擁護を推進し、ストレングスの視点、及び意思決定を重視した支援を行っていきます。
- ◇ 開かれた生活空間とともに、利用者の障害特性に配慮した環境の整備に努め、健康的で楽しみのある生活を提供します（QOLの向上）。
- ◇ 職員間のコミュニケーションを重視し、チームで支援を行っていきます。

イ 7寮の状況及び特徴

7寮に寮では、主に重度の自閉スペクトラム症と行動障害のある方が多く、現在12名の方が在籍しています。強度行動障害の方が大半を占め、年齢は26歳から63歳、平均年齢は46.1歳です。また、聴覚障害の方が2名、体幹機能障害の方が1名

います。障害支援区分は、区分 5 が 1 名、区分 6 が 11 名で、重度加算対象者は 8 名となっています。

寮内では、利用者の障害特性に配慮しシンプルでわかりやすい日課を基本とし、個別での活動や過ごし方を取り入れています。そのため、職員には、自閉スペクトラム症（発達障害）支援における専門的な知識が求められます。

短期及び日中一時利用者の受け入れについては行動障害等のある方を中心に、地域支援課と連携しながら受け入れを行っていきます。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の人権擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が望む生活を実現するため、個別支援計画についてご家族等と共働して作成していきます。 ○ プライバシーへの配慮、適切な呼称の徹底、虐待の絶対禁止等、利用者の人権擁護を推進します。 * 「職員行動指針」・「二つの心得と 7 つの約束」・「スタッフの目標」を勤務室内に掲示します。 ○ 身体拘束によらない支援をモットーに支援内容、支援体制の評価・見直しを定期的に行います。
2 生活の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 充実した生活が過ごせるよう、「楽しめる」プログラムを多く取り入れます。個別のニーズに応じていきます。 ○ 健康及び衛生面に配慮し、生活の場としての環境整備、構築を推進します。
3 職員のチームワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ お互いが尊重し合い、風通し良く働きやすい職場環境作りを目指します。 ○ 「利用者本位」の支援に向けて、担当職員のみでなく、チームを中心に寮会議（カンファレンス）を行い、職員間での情報の共有を図ります。

（５）生活課 4 寮の運営計画

ア 目的

- ◇ 利用者の人権擁護を推進します。
- ◇ 職員間のチームワークを大切に資質の向上を図ります。
- ◇ 感染症対策を取りながら地域資源を活用し、余暇の充実を図ります。
- ◇ 地域移行の推進

イ 4 寮の状況及び特徴

現在、12 名の女性の成人利用者が生活しています。利用者の年齢は、32 歳から 62 歳で、比較的活発な利用者が多く、平均年齢 44 歳です。身障手帳を持っている方が 1 名います。障害支援区分は区分 6 が 11 人、区分 5 が 1 人で行動障害のある方が多くいます。その中には 3 年間の有期限の利用者も 1 名います。その利用者の日課を整え地域で暮らして行けるよう他セクションや事業所などと情報共有し定期的なカンファレンスを行い支援にあたっています。

拘りの強い方が多く生活されています。職員は、障害特性の理解を深め、一人ひと

りが安心して生活できるよう支援しています。

また利用者の気持ちに寄り添い、ストレンクスを引き出す支援、生活の中で自ら選択する支援、また利用者の「好き」なことや興味のあることを見つけていけるよう職員のチームワークを大切に、他セクションの職員と支援内容を検討しながらサービスの向上を図っています。

短期利用者・日中一時利用者については、サービス班と連携を図り受け入れていきます。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の人権擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者一人一人に合わせた環境づくりを行い、プライバシーに配慮し、生活空間の共有を行います。 ○ 利用者のストレンクスに着目した支援を行います。 ○ 日常生活場面で選択できる機会を作り、利用者の意思を引き出し、尊重します。
2 職員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員のチームワークを大切に、障害特性の理解を深め、資質の向上を目指します。 ○ 風通しの良い職場環境作りに努め、情報共有を密にし、利用者に安定した支援の提供を行います。 ○ 日々の健康観察を行い、医療と連携し、安心、安全な生活が出来るよう努めていきます。
3 地域資源を活用した QOL の向上、地域移行の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者、および後見人の意向を汲み入れ、感染対策を取りながら余暇活動や外出において地域資源（地域の美容院や飲食店利用等）の活用を継続します。 ○ 利用者の個性に応じて生活の質を高めます。 ○ 一人ひとりにあった生活の場を本人、後見人の意向を聞きながら取り組んでいきます。

(6) 生活課 8 寮の運営計画

ア 目的

- ◇ 利用者の人権擁護を推進します。
- ◇ 個別支援の充実を図ります。
- ◇ 職員間のチームワークを大切にし、資質の向上を図ります。
- ◇ 地域資源の活用、移行の推進

イ 8 寮の状況及び特徴

利用者は、39 歳から 62 歳まで幅広い年齢層の女性が在籍しており、平均年齢は 50.0 歳です。

障害支援区分は、区分 6 が 8 名、区分 5 が 2 名で、重度障害の方が多く、体調に不安がある方、歩行が不安定な方、視力に障害がある方がいます。また、行動障害を呈する自閉的傾向のある方や精神疾患の方もおり、障害は多岐にわたります。利用者の高齢化が進み、身体の機能低下や嚥下力の低下もあり、1 対 1 の支援を心がけ、安全、安心な生活ができるように支援しています。診療所や専門職員との連携を十

分に行い、健康と利用者一人一人にあった充実した暮らしができるよう支援に力を入れています。

地域生活支援事業では、短期・日中一時利用者の状況に応じた支援体制を構築し、安心した生活環境を提供できるように地域支援課と連携を図りながら受け入れていきます。

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 利用者の人権擁護の推進	○身体拘束によらない支援を継続し、利用者に合わせて支援の見直しを行います。 ○一人ひとりの意思を尊重した支援を提供します。
2 個別支援の充実	○チームで話し合いの機会を多く持ち、利用者一人ひとりに合った日常生活や余暇活動の向上を目指します。 ○ご家族、後見人等との情報を共有し、利用者の支援に反映していきます。 ○診療所・専門職員と連携し、利用者一人ひとりに合わせた体調管理に努めていきます。
3 職員の専門性の向上	○風通しの良い職員関係を目指し、働きやすい環境づくりを目指します。 ○統一した支援を行うために、研修や勉強会を重ね、職員間の資質の向上を目指します。また、高齢化に伴い、介護技術の習得に努め、利用者が安心して気持ちよく生活できるようにします。

3 その他の運営計画

(1) 日中活動の運営計画

ア 日中活動について

(ア)利用者の特性やニーズに応じて4グループ(下表)に別れた日中活動を提供します。

	利用者の編成のポイント	活 動 内 容
室内活動2	環境や予定等の変更が苦手な方 周囲からの刺激に影響を受けやすい方 構造化され、見通しが持てる環境の中で安心して活動に参加できる方	構造化された環境の中で、教材課題を中心とした自立的な活動等
歩行	体力維持のため、2～4km程度の歩行を中心とした運動プログラムが必要な方 また、室内活動時は構造化・個	午前：晴天時～園内・外歩行 雨天時～体育館歩行・室内活動 午後：園内歩行、教材課題、エアロバイク等

	別化された環境が必要な方	
フロア 1	身体機能維持のため機能訓練、 運動プログラムが必要な方 気分 転換のため、日光浴や車椅子 での園内散策が必要な方 作品 制作等、手作業に携われる方 小グループでの1～2kmの園 外歩行に参加できる方	園内散策（車いす）・園内歩行・ス トレッチ・リラクゼーション（スノー ズレン）・足浴、マッサージ・ステ シルなどの作品制作・教材課題など 理学療法士が作成した「機能訓 練メニュー票」に沿った運動プロ グラム
フロア 2	環境や予定等の変更が苦手 で周囲からの刺激に影響を受け やすい方 構造化され、見通しが 持てる環境の中で安心して活動 に参加できる方 機能維持のため、運動プロ グラムが必要な方	ワークシステムを利用した教材課 題・園内歩行等

(イ) 4寮毎2グループ(A・B)に分けて各グループ隔日で活動を実施します。

(ウ) 希望者に対し、フライングディスク等、日中活動内での余暇活動を提供しま
す。

(エ) 海岸清掃、作品の納品、ドライブ外出等を通じて、地域との交流の機会、地域との
繋がりを持つ活動を随時提供します。

イ 課題

(ア) 施設入所支援担当者(寮)との連携強化による個別支援の充実

(イ) 通所利用者及び家族の高齢化にかかる対応

(ウ) 各利用者のニーズ・状態及び職員体制に応じたグループの再編成

(オ) 利用者の地域との繋がりや関わりの推進

(2) 通所の運営計画

ア 概要

通所は、家庭や地域のグループホーム等で暮らし、当園に通って来ている方たちが在
籍するセクションで、生活介護サービスを提供しています。日中の生活支援や日中活動
への参加、余暇活動などを行っています。

イ 目的

- ・ 利用者の障害特性に合わせた支援を行い、安心安全な日中の生活の場の提供に努
めます。
- ・ 利用者の主体性を尊重したサービスを提供するとともに、日中の生活の質の向上
に努めます。

ウ 通所の状況及び特徴

6名(男性4名、女性2名)の利用者が在籍しています。平均年齢は49.5歳
で44歳から59歳の方が通っています。障害支援区分の平均は5.5となっており、必

要とされる支援度の高い方が多くいらっしゃいます。

エ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
1 安心安全な支援	○ 個々に合わせた日中の生活を提供します。
2 人権に配慮した支援	○ 障害の重さにかかわらず、一人一人を尊重した支援を行います。 ○ 丁寧な呼びかけや言葉遣いで支援を行います。
3 本人主体の支援計画の策定	○ ご本人の望む生活に寄り添った支援計画を策定します。 ○ 支援計画はご本人とご家族、後見人への説明を行い、同意をいただきます。
4 意思決定支援の取組	○ ご本人の意思の表出方法や、コミュニケーション方法を模索し、意思決定できる場面を増やします。

(3) リハビリテーション運営計画

ア 実施方針

- (ア) 理学療法士（1名）が週2回勤務して、利用者に対してリハビリテーションを実施するとともに、職員に対して身体機能の低下の予防のため支援に必要な助言を行います。また今後も介護の増えていく状況を踏まえ、リハビリテーションの関わりを強化・展開させていきます。
- (イ) リハビリテーションを実施する上で、診療所・管理栄養士等と連携し、日々の生活の中でリハビリテーションの視点に立った支援ができるようにします。
- (ウ) 機能訓練グループ内で、機能訓練支援の検証を行いながら、利用者よりが安心・安全に機能維持及び向上が図れるようにします。また、支援員への助言・育成を図り、リハビリ加算に連動して体系的にサービスが提供できるようにします。

イ 業務の内容

(ア) リハビリテーションの提供

- ◇ 定期的にリハビリテーションを提供し、6か月以内に見直しを行います。

(イ) 医療スタッフ、支援員等との業務連携

- ◇ 医療的に介護・看護が必要な方に対して、診療所と連携します。必要な介護に関して相談・助言を行います。

(ウ) 摂食嚥下チーム

- ◇ 週1回のミールラウンドと月1回の会議にて、嚥下不安・リスク者を選定し、必要な対応を取ります。
- ◇ 理学療法士は主に嚥下に必要な座位の評価、車椅子シーティング、環境整備などを担当します。

(エ) その他の業務

- ◇ 医師の指示のもと補装具の処方を行います。
- ◇ 支援員と連携し、車いすやクッション等の日常生活用具の支給を行います。また、職員の介護負担軽減・腰椎予防のための必要な助言を行います。

(オ) リハビリテーション研修

- ◇ 理学療法士会などのリハビリテーションに関わる研修に参加し、知識の向上を図

り、最新の情報を得られる努力をします。

(4) 相談(CW)業務の運営計画

ア 実施方針

- (ア) 横須賀三浦地域の障害児者の在宅生活の支援
- (イ) 当園入退所事務(児童、居住支援事業、強度行動障害部会、日中活動事業部会)、これらに関する相談や会議の開催等、内外関係機関との調整
- (ウ) 各市町村の各種会議等への参加による地域福祉の向上
- (エ) 短期入所、日中一時支援に関わる請求及び契約に関する適正な事務等の執行
- (オ) 地域生活移行の推進

イ 業務の内容

(ア) 相談業務

- ◇ 在宅障害児者の各種相談
- ◇ 短期入所、日中一時支援等の内外における利用調整
- ◇ 他サービス事業所との情報交換及び連携
- ◇ 外部の支援会議等の参加
- ◇ 入退所、集中療育入所、一時保護入所、虐待防止法に基づく受け入れにかんする相談

(イ) 入退所業務

- ◇ 児童部会(入所、退所、集中療育、一時保護)
- ◇ 居住支援事業部会(入所、退所、集中療育、虐待防止法に基づく受け入れ)
- ◇ 強度行動障害部会(事業の開始、廃止等)
- ◇ 日中活動事業部会(自立訓練、生活介護サービスの開始、廃止等)

(ウ) 横須賀市障害とくらしの支援協議会、学校、児童相談所等との連携

- ◇ 「くらしを支える連絡会」、「こども支援連絡会」、「短期入所のあり方検討プロジェクト会議」、「地域生活支援拠点等検討部会」の参加
- ◇ 武山養護学校等との連絡会議の参加
- ◇ 岩戸養護学校との連絡会議の参加
- ◇ 児童相談所との業務連絡会の参加
- ◇ その他、必要と認められる会議の参加

(エ) 園全体に関わるもの、対外的な業務及び請求、契約に関する業務

- ◇ 利用希望者等に対する見学調整
- ◇ 短期利用者との契約
- ◇ 短期、日中一時支援の請求事務

(オ) 地域移行業務

- ◇ 利用者一人ひとりに適した移行先の情報提供
- ◇ 介護保険制度の活用に向けた手続き(認定から入所申請まで)の、寮への援助
- ◇ 退所に伴う各種行政等事務手続きに関する援助

ウ 課題と取組計画

課 題	取 組 計 画
-----	---------

<p>1 多様な施設利用ニーズの高まりに即した適正な短期入所利用の調整と提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所や市町村、在宅支援事業所との連携による個々の在宅障害児者のニーズの把握 ○ 個々の相談への適切な評価と、それに基づく具体的な支援調整の実施 ○ 利用ニーズの理解と必要に応じた柔軟な利用枠の調整、および提供の実施
<p>2 圏域市町村の福祉サービスの状況を踏まえた柔軟な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当園が実施している在宅支援サービス利用状況の把握 ○ 各関係機関との会議への出席、または地域で行われる自立支援協議会などへの出席を通じた地域課題の把握
<p>3 利用者が望む暮らしの実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所(入所支援、生活介護等)の情報収集に努め、利用者、家族、職員に対する情報提供の実施 ○ 利用者、家族、職員へ必要に応じた障害福祉サービスの説明

(5) 心理業務の運営計画

ア 実施方針

相談ニーズに応じて、個々の利用者の発達評価や生育歴・家族関係・生活状況の分析を通して、利用者に対する関係者の理解を深めます。また個々の利用者の特性に即して、心理的側面から具体的な支援を関係職員とともに考えます。

イ 実施事業の内容

(ア) 利用者への心理的支援の実施

◇ 入所者への支援

- ・ 発達障害(自閉スペクトラム症, ADHD等)のある利用者に対する支援方法を検討します。
- ・ SSTの技法を使って利用者のコミュニケーション能力の向上を図ります。
- ・ セカンドステップのようなプログラムや、振り返りシートのようなワークシートを使って利用者の自己理解・他者理解を促進し、生活場面におけるストレスやトラブルを軽減することで、より快適な生活を送れるように支援します。
- ・ 必要に応じて、心理面接やアセスメントを実施します。
- ・ 利用者間の対人関係に大きな躓きがみられる場合など、必要に応じて利用者自身が参加する話し合いの場を設け、関係改善を図ります。
- ・ 実施することが有効と考えられれば、心身の状態を整える自律訓練法の適用を検討します。

◇ 短期利用、日中一時利用者への支援

- ・ 行動観察を行い、利用者の状態像を把握し助言します。
- ・ 必要に応じて心理面接・アセスメントを実施します。

◇ 在宅児者への支援

- ・ 在宅の支援困難ケースの状態像を把握し助言します。
- ・ 必要に応じて、通所の生活介護、自立訓練利用者の能力や特性を把握し助言します。

◇ アフターフォローの実施

- ・ 必要に応じて退園者に対して、心理面接等のアフターフォローを実施します。

(イ) 学習会（コンサルテーション）の実施

- ◇ 園内の要望に応じて心理学的視点からの研修を実施し、職員の利用者理解、支援技術の向上に協力します。

(ウ) 日中活動への支援

- ◇ 行動障害を伴う方の日中活動への支援を行い、同時に利用者の行動評価を実施し、課題設定等を日中活動職員と協議します。

(エ) 支援困難ケースへの助言

- ◇ 関係機関との会議、寮でのケース会議等に参加し、支援困難ケースへの助言を行います。

(オ) 心理支援実施報告

- ◇ 利用者への心理支援の実施について、定期面接記録やカンファレンス報告書等の提出により取り組みを報告します。

ウ 課題と取り組み

(ア) 入所者への支援

- ◇ 定期面接者を中心に、個別支援計画のアセスメントやモニタリング時に心理的視点から助言します。
- ◇ 心理支援が必要な方については、各種相談及びアセスメントを行い、助言します。
- ◇ 発達障害のある児童・成人に対する支援方法を検討します。
- ◇ 入所者の高齢化に伴い、知的障害を持つ高齢者への支援方法を検討します。
- ◇ 必要に応じてグループワーク（S S T等）の実施、評価を行います。
- ◇ 必要に応じて個別支援（S S T、性教育、セカンドステップ等）の実施、評価を行います。
- ◇ 入所者・短期利用者を対象に、心理療法・プレイセラピーを実施し、そこで得られた利用者像を、新たな支援を組み立てる際の検討材料とします。
- ◇ 入所児童を中心に、愛着形成や自己肯定感に関する問題などの個別の事情を考慮し、一人ひとりがストレスの少ない、発達促進的な環境下で生活できるように助言します。

(イ) 学習会の実施

- ◇ 園内の要望に応じ、随時、学習会、ケース検討等を行います。

(ウ) 心理担当職員の研修

- ◇ 発達障害や愛着障害を持つ方への実践的な支援や、面接、アセスメント技法等について、スキルアップに努めます。

(エ) 施設心理の役割

- ◇ 施設心理の役割について、寮や関係機関に向けて話し合いや実践を通し、伝えていきます。
- ◇ ケース支援について随時、心理担当同士のカンファレンスや話し合いを行います。

(6) 旧強度行動障害事業

神奈川県が実施する事業でしたが、令和4年度末で事業を終了しました。県が事業を終了したため当園の事業も終了しています。事業の中で受けていた対象利用者については旧事業対象者として引き続き地域生活移行に向けた取り組みをおこなっていきます。

4 特定相談支援事業及び障害児相談支援事業運営計画

相談支援事業は、平成26年4月1日から指定管理協定書第63条に規定する指定管理者の自主事業として開始しました。

(1) 運営方針

- ア 利用者が、その有する能力及び特性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう相談し、サービス利用計画作成等の支援を適切に行います。
- イ 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ウ 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス関係者との連携に努めます。
- エ 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守します。

(2) 事業の内容

利用者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、基本相談支援に関する業務、サービス等利用計画の作成及びそのモニタリングに関する業務を行います。

(3) 課題と取組計画

課題	取組計画
1 計画相談の作成	<ul style="list-style-type: none">○ 計画相談においては障害福祉サービスを利用している方やこれから利用しようと考えている方、またセルフプランから計画相談に切り替えを考えている方からの相談に応じ、利用計画を作成します。○ サービス等利用計画の作成後、実施状況の把握「モニタリング」を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。○ 新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。○ 計画相談を作成する実施地域は横須賀・三浦障害保健福祉圏域（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市・葉山町）とします。
2 地域・関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none">○ 他相談支援事業所及び他サービス事業所との情報交換及び連携を図り信頼関係を構築していきます。○ 必要に応じて自立支援協議会や外部の支援会議等に参加

	<p>することにより相談支援の質の向上を目指します。</p> <p>○ 法人内の鎌倉やまなみ相談支援事業所とそれぞれの地域性等を考慮しながら連携し、利用者や家族にとって利用しやすい相談支援体制を整えていきます。</p>
--	---

5 強度行動障害支援者養成研修事業運営計画

昨年度は、神奈川県より神奈川県強度行動障害支援者養成研修事業者の指定を受け、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の開催に取り組みました。

今年度の事業業務契約の内容についても、指定事業として実施します。

(1) 運営方針

- ア 神奈川県域の行動障害のある方への支援力の向上を目指します。
- イ 自閉症や行動障害のある方の特性理解を深めます。
- ウ 行動障害のある方の行動の背景を知ること、虐待防止につなげます。
- エ 事業実施を通じて関係機関との連携の強化を図ります。

(2) 事業の内容

強度行動障害を有する者に対し適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を開催します。

(3) 取組計画

神奈川県や他の実施機関と協議したうえで、研修を企画し開催します。

- ◇ 年2回開催します。
- ◇ 講師、ファシリテーター等については、地域で行動障害のある方たちの支援に携わる関係者で構成します。
- ◇ 県内で強度行動障害支援者養成研修を実施している事業者と連携し、効果的な研修を行えるよう取り組みます。

V 年間行事計画													
1 令和6年度年間行事等計画													
月	主催行事	外部行事 招待行事等	法人行事	家族会	学 校 行事等	地域連携強 化事業	利用者 検 診	防災訓練	研修研究		医療実務研修	強度行動障 害	環境整備
									課題研修	階層別研修			
4			23日 清和祭パ ザー	19(金) 家族会	入学式 始業式 家庭訪問 武義高修学旅行	横須賀市障害 関係施設協議 会	歯科定期検診 血液検査	火災避難集合訓 練(周知)		新採職員 研修	与薬マニュアル 研修 (転入研修)		1寮
5	レクリエーショ ン大会 児童課BBQ	KIDSディズ ニーランド		25(土) 総 会	野比小 運動会 武義二者業務 連絡会 岩戸二者業務 連絡会		尿検査	夜間想定火災避 難集合訓練(周 知)			応急処置と実 践 (ハイムリック法)		2寮
6		ふれあいフェス ティバル2024 横須賀学院 花の日訪問		21(金) 家族会		横三施設長 会議 オンズパー ソン運営委員 会 長沢中二者業 務連絡会	内科検診 (聴診) X線検査 検便 (便潜血40歳 以上)	火災避難集合訓 練(周知) 非常用階段車 椅子降下体験	公開基礎講座 (独行)2日間	新採 職員 研修	AED(自動体外 式除細動器) 研修		3寮 4寮
7	プール開き	はまゆう キャンプ	鎌倉花火由 比納涼祭パ ザー		終業式 夏季休業		耳鼻科検診 プール参加者 健康チェック	火災避難集合訓 練(周知)児童	公開講座 (人権等) を開催予定		蘇生法研修		5寮 7寮
8	児童課 キャンプ 児童課 海水浴	台町内会納涼 祭	清和納涼祭	16(金) 家族会			乳がん検診 (20歳以上)	夜間想定避難集 合訓練(周知) 防災委員会学習会		外部研修 等へ随時 参加 各委員会主 催研修を随 時開催			7寮 8寮
9					始業式 長沢中 体育祭 武義 文化祭			火災集合訓練 (職員対象学習)					6寮 1寮
10	しらとり祭		清和体育祭	18(金) 家族会		横三施設長 会議 オンズパー ソン運営委員 会 横須賀市障害 関係施設協議 会	眼科検診 血液検査	地震火災避難集 合訓練(周知) 消火器・放水訓 練					2寮
11		ふれあい作品 展 ふれあい広場					インフルエンザ 予防接種① 血液検査	津波火災避難訓 練(周知)			感染症研修	強度行動障 害支援者養 成研修(基 礎研修) ・1回目 ・2回目	3寮
12		SRFクリスマス 会 児童課 クリスマス会		20(金) 家族会	終業式 冬季休業 高等部 前期入学 選抜		インフルエンザ 予防接種②	日中活動中火 災訓練集合訓 練(周知なし)					4寮
1	児童課 餅つき	NTTふれあい コンサート	新春の集い		始業式			土砂災害想定 火災訓練集合 訓練(周知)					5寮
2	ボランティア 懇談会			21(金) 家族会	高等部後期入 学選抜 武義二者業務 連絡会 横須賀市三者 業務連絡会	横三施設長 会議 オンズパー ソン運営委員 会 横須賀市障害 関係施設協議 会		地震・火災避難 訓練(周知なし)		園内実践 報告会			6寮
3	卒業を祝う会 園内オンズ パーソン活動 報告会				高等部卒業式 武義小中卒業 式 学校春季休業			地震避難集合訓 練(周知なし)		新採職員 研修		入退所等検 討会議 (独行部会)	7寮

定期的来園(オンズパーソン)

2 診療所事業

(1) 診療科目

精神科、内科、外科、歯科

(2) 診療時間

毎週月曜日から金曜日 9時から17時まで

(3) 年間検診計画

月	対象	検診項目	検診機関	備考
4月	19歳以上	血液検査	当園診療所	
5月	19歳以上	血液検査	当園診療所	
		尿検査	当園診療所	糖・蛋白・潜血
		胸部レントゲン	当園診療所	
40歳以上	検便	当園診療所		
7月	19歳以上	耳鼻科検診	当園診療所	
8月	19歳以上	乳がん検診	当園診療所	
9月	40歳以上	心電図検査	当園診療所	
10月	19歳以上	血液検査	当園診療所	
		眼科検診	当園診療所	
11月	全員	血液検査	当園診療所	
		インフルエンザ 予防接種①	当園診療所	インフルエンザ 予防接種は利用者 2回実施(職員希望者のみ)
12月	全員	インフルエンザ 予防接種②	当園診療所	
未定	19歳以上	コロナワクチン予防接種	当園診療所	

※短期・日中一時支援利用者を除く

(4) 業務連絡会の開催

年1回三浦しらとり園、診療所及び湘南病院職員による業務連絡会を実施します。

(5) 安全委員会への参加

喀痰吸引等のOJT研修(手技の確認)を実施します。

(6) 重大な事故等対策会議

アクシデント発生後医療的な側面から検証 再発防止策の提案をします。

(7) 感染症対策委員会への参加

感染症等の拡大防止を図るため、感染症対策委員会に参加し情報交換、防止策の提案をします。新型コロナウイルスに対する感染対策、ゾーニング指導を適宜行います。

(8) QOLの向上を追求するプロジェクトチーム会議への参加

終末期を迎えた利用者の尊厳を尊重し、苦痛の緩和に向けたサポートを提案します。

3 防災避難訓練計画

防災・避難訓練計画

実施月	訓練内容	ねらい	備考
4	転入・新採用職員対象防災講座	防災マニュアルの周知 防災機器の操作	アドバイザー
	火災避難集合訓練（周知） ※防災設備自主点検月	寮活動体制時の避難	7 寮計画
5	夜間想定火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	8 寮計画
6	非常用階段降下車椅子の実地体験と説明	5・6 寮職員を中心に実施	5・6 寮 合同計画
	火災避難集合訓練（周知）	日中活動体制時の避難	7 寮計画
7	火災避難集合訓練（周知） 児童	寮活動体制時の避難	1 寮計画
8	夜間想定火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	2 寮計画
9	火災避難集合訓練（職員対象防災学習）	防災機器設備の理解 救援機器の操作	全寮対象 3 寮計画
10	地震・火災避難集合訓練（周知） ※防災設備自主点検月	寮活動体制時の避難	5 寮計画
	消火器・放水訓練	防災機器の実地訓練	4 寮計画
11	津波・火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	6 寮計画
12	日中活動中火災集合訓練（周知なし）	日中活動体制時の避難	アドバイザー
1	土砂災害想定火災避難集合訓練（周知）	寮活動体制時の避難	7 寮計画
2	地震・火災避難集合訓練（周知なし）	寮活動体制時の避難	8 寮計画
3	地震・火災避難集合訓練（周知なし）	寮活動体制時の避難	3 寮計画

4 環境整備実施計画

実施月日	担当	場所	備考	整備目標 となる行事	発電機試運転
4月	1寮	樹木草	防災倉庫の確認		○
5月	2寮	園外周		レクリエーション大会	
6月 前半	3寮	グラウンド			
6月 後半	4寮	園外周	園裏手の住宅との境目		
7月 前半	5寮	プール グラウンド			○
7月 後半	7寮	園外周			
8月 前半	7寮	グラウンド			
8月 後半	8寮	グラウンド 周辺			
9月 前半	6寮	園外周	園裏手の住宅との境目	北下浦納涼 ふるさとまつり	
9月 後半	1寮	グラウンド 周辺	しらとり祭整備		
10月	2寮	グラウンド		しらとり祭	○
11月	3寮	樹木草			
12月	4寮	各寮・体育館 日中活動室			
1月	5寮	樹木草			○
2月	6寮	樹木草			
3月	7寮	各寮 日中活動室			

- ※1 SRFボランティアの整備の予定が入った月は環境整備の実施週を変更することとする。
- ※2 6月～9月の夏季期間中は、草木の成長が早いことを考慮して月2回の実施を基本とする。場所はグラウンドを中心として適宜必要な個所に取り掛かるとする。
- ※3 実施予定日、及び内容を設定しているが、状況次第で変更になる可能性あり。

5 令和6年度ボランティア受入計画

(1) 主たる活動の受入計画

活動区分	活動内容等	
縫製活動	・ふよう会によるボランティア室での、寮からの依頼に基づく衣類補修等の縫製支援	
日中活動	手工芸	・つくし会等による作品の仕上げや作品販売等の活動支援
	フライングディスク	・1FDK三ツ磯クラブによるフライングディスクの指導
	ダンス（休止中）	
利用者交流	・北下浦ボランティアセンターの派遣等による余暇活動や外出、談話等。 ・フットケア	
環境整備	・SRF-JRMCによる5月から10月まで芝刈り等の活動支援 ・横須賀学院による園内清掃 ・洗濯たたみ、仕分け作業	
行事	・SRF-JRMCによる12月のクリスマスパーティー開催 ・しらとり祭ではSRF-JRM、GNF-J、かながわ信用金庫等の参加による模擬店の出店等様々な活動支援	
余暇活動	・16ミリ試写会による映画の映写会開催	

(2) 北下浦地区ボランティアセンターからの派遣

利用者交流にボランティアを派遣してもらっていましたが、コロナ対策でセンターの活動が休止されてきました。その間にボランティアの高齢化も相まって活動を終了された方が多く、現在も再開できていません。

(3) 新規ボランティアの受入

ボランティアの皆様も高齢化しているため、新たなボランティアの受入を積極的に図っていきます。

(4) ボランティア懇談会の開催

ボランティア懇談会を年1回実施し、活動等についての意見交換の機会を設けます。感染症や参加状況等によっては、会の縮小やアンケートの実施を代替とします。

(5) ボランティア登録及びボランティア保険加入

新規の方については都度登録を行い、ボランティア活動に当たっては同意書に署名を行った上で実施していただきます。また、継続的な活動を行う方についてはボランティア保険に加入していただきます。（当園負担）なお、北下浦ボランティアセンター所属の方はセンターで加入しているため不要となっています。

(6) 安心安全な活動の実施

感染症拡大防止策を講じ、安心安全なボランティアの受け入れ、実施を図ります。

6 調理の業務計画

(1) 利用者の特性に合わせた食事の提供

- ア 児童課通学生の弁当や行事に合わせた食事を提供します。
- イ 適温でバランスのとれた、家庭的な食事の提供に努めます。
- ウ 当園診療所と連携し、摂食嚥下機能や健康状態に適した食事の提供を行います。
- エ 選択食を定期的実施します。毎月 19 日前後に食育の日を定め、テーマを設けて献立を作成し、実施します。
- オ 季節の変化に合わせた行事食を実施し、食の楽しみを深めます。
- カ 寮職員・栄養士・委託側従業員とで話し合い、安全でおいしい食事提供に努めます。
- キ 寮での聞き取りに基づく誕生日リクエストメニュー、選択食のアンケートを実施し、献立に反映させます。
- ク 栄養ケア・マネジメントの計画を食事に反映させ、より利用者の健康に配慮することを心がけていきます。
- ケ 委託業者等と連携して給食に関する事故・インシデントの防止に努めます。

(2) 利用者の特性に合わせた食種

- ア 主食は、米飯・粥・粒粥ゼリー・粥ゼリーを提供します。
- イ 副食は、普通食・一口大食・きざみ食・超きざみ食・※超きざみソフト食・ミキサー食・ソフト食を提供します。（※は現在対応利用者なし）
- ウ アレルギー食や嗜好等に配慮をしていきます。

(3) 年間行事食予定

- 4月 入学・進学祝い
- 5月 こどもの日
- 6月 入梅
- 7月 七夕
- 8月 お盆
- 9月 中秋の名月
- 10月 ハロウィン
- 11月 勤労感謝の日
- 12月 冬至、クリスマス、大晦日
- 1月 正月、七草
- 2月 節分、バレンタイン
- 3月 ひな祭り ※その他適宜実施予定

(4) 食中毒予防のための環境整備

- ア 厨房の掃除を毎日行います。排水溝は定期的に清掃を行います。
- イ 年2回専門業者による害虫駆除を行います。
- ウ 隔月に専門業者によるグリス・トラップの清掃を行います。

(5) 家族試食会の実施（感染症状況等を考慮して実施予定）

利用者家族を対象にした試食会を開催し、日ごろの食事内容について情報提供を行います。

(6) 栄養ケア・マネジメントについて

ア 入所者の栄養状態を把握し、医師、看護師、サービス管理責任者、生活支援員、理学療法士、管理栄養士、その他の職種が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食事形態にも配慮した栄養ケア計画を作成します。

イ 栄養ケア計画について入所者（児）又は家族等に説明し、サービス提供に関する同意を得た後、栄養ケア計画に基づいたサービスの提供を行うとともに、主な経過を記録します。

ウ 栄養ケア計画に基づいてモニタリングを実施し、総合的な評価判定を行います。

エ 3か月毎に栄養スクリーニングを実施し、必要に応じて当該計画を変更します。

令和6年度実習生等受入れ計画

実習日程によって「児童寮」「成人寮」の割り振りをします。実習生個人票が送付され次第各寮に依頼します。

2024/3/1

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31												
4月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金										
5月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金												
6月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金								
7月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水					
8月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土					
9月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
10月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木					
11月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
12月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
1月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
2月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
3月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	

社会福祉士実習（3校）：田園調布学園大学、県立保健福祉大学、日本福祉教育専門学校 保育実習（16校）

8 家族との交流

年 月	開 催 日	行 事 予 定
令和6年 4月	19日（金）家族会	清和祭バザー 寮別懇談会
5月	25日（土）総会	レクリエーション大会
6月	21日（金）家族会	寮別懇談会 懇親会（予定）
7月		鎌倉花火由比納涼祭
8月	16日（金）家族会	清和納涼祭 寮別懇談会
9月		北下浦納涼ふるさとまつり
10月	18日（金）家族会	清和体育祭 しらとり祭 寮別懇談会
11月		
12月	20日（金）家族会	S R Fクリスマス会（役員参加） 寮別懇談会
令和7年 1月		新春の集い N T Tふれあいコンサート
2月	21日（金）家族会	ボランティア懇談会 園内実践報告会 寮別懇談会
3月		

※全体会は、原則偶数月の第三金曜日に開催（5月は総会開催）します。

※三役員会は、毎月第二木曜日に開催します。

※研修会（園内研修・施設見学会）を別途実施します。